

山口県からのお知らせ



ポリ塩化ビフェニル
PCB廃棄物処理のお願い

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

古い工場やビルをお持ちの皆様へ

山口県のPCB使用安定器の処分期間は

令和3年3月31日まで

処分期間を過ぎると処分ができなくなるおそれがあります。

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**


昭和52年3月以前に
建てられた事業用建物が対象です。



山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**

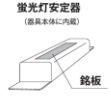
昭和32年から昭和47年に製造された

 <small>蛍光灯器具 (オフィス・教室用等)</small>	 <small>水銀灯器具 (露天用・道路用)</small>	 <small>低圧ナトリウム灯器具 (トンネル用)</small>
--	--	---

に有害なPCBが使われたものがあります。

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**

 <small>蛍光灯安定器 (器具本体に内蔵)</small> <small>銘板</small>	 <small>水銀灯安定器 (別冊) (取付け・ボール受納ボックスに設置)</small> <small>銘板</small>	 <small>低圧ナトリウム灯安定器 (器具本体に内蔵または別冊)</small> <small>銘板</small>
---	---	---

照明器具や安定器のラベルから確認できます。
※感電のおそれがあるため、専門業者に確認してください。

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**

一般家庭用照明器具に




PCBは使われていません。

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**

期間内に処分しないと罰則もあります。
(改善命令に違反した場合)

3年以下の 懲役	1,000万円以下の 罰金
---------------------	--------------------------

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 **083-933-2988**

山口県の処分期間 **令和3年3月31日まで**

**PCB廃棄物の期限内処理に
ご協力をお願いします。**

相談窓口 廃棄物・リサイクル対策課 
083-933-2988

山口県からのお知らせです。

PCB安定器の処分期間は、
令和3年3月31日までです。

昭和52年3月以前の事業用建物にある照明器具には、
PCBが使われたものがあります。
PCBの使用は、照明器具や安定器のラベルから確認できます。

家庭用器具には、使われていません。

期限内に処理しないと、
罰則もあります。

詳しくは、
山口県廃棄物・リサイクル対策課
まで。